

香川県広域水道企業団職員募集案内パンフレット編集制作及び印刷製本業務の
プロポーザル方式による公募について（公告）

次のとおりプロポーザル方式により受託者を公募する。

令和8年9月25日

香川県広域水道企業団企業長 池田 豊人

1 公募に付する事項

（1）委託業務名

香川県広域水道企業団職員募集案内パンフレット編集制作及び印刷製本業務

（2）委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

（3）委託限度額

合計 495,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（4）委託業務の内容

香川県広域水道企業団職員募集案内パンフレット編集制作及び印刷製本業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の別添「仕様書」による。

2 応募資格

このプロポーザルに参加するためには、次に掲げる全ての要件を満たす必要がある。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成30年香川県広域水道企業団告示第3号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者であること。

（3） 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

- ・会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
- ・民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

3 申込方法及び参加資格要件の確認結果の通知

（1）提出書類

香川県広域水道企業団職員募集案内パンフレット編集制作及び印刷製本業務委託プロポーザル参加申込書（様式第1号）

（2）受付期間

令和8年9月25日（金）から 令和8年10月13日（火）まで

（3）提出方法

電子メール、持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）によるものとする。

なお、持参により提出する場合は、令和8年10月13日（火）午後5時までとする。

(4) 提出先及び問合せ先

〒760-8514 高松市番町1丁目8番15号(高松市防災合同庁舎6階)

香川県広域水道企業団 総務企画課(担当:渡辺)

TEL:087-826-6112 FAX:087-826-1132

E-mail:oa158@union.suido-kagawa.lg.jp

(5) 応募資格要件の審査結果の通知

プロポーザル参加申込書を提出した者全員に対し、令和8年10月14日(水)までに応募資格の確認結果を郵送及び電子メールにて通知する。

(6) 応募資格要件に適合した者(以下「参加者」という。)に限り、提案書等を提出することができる。

4 説明会

説明会は開催しない。

5 質問の受付、回答

参加者は、プロポーザルに関して質問がある場合は、令和8年11月10日(火)までに担当へ電子メールで問い合わせること。

回答は、令和8年11月11日(水)午後5時まで随時電子メールで回答する。(回答は、土日祝日を除く午前8時半から午後5時の間で行う。)

6 提案書等の提出

参加者は、次のとおり、提案書等を提出すること。提案は、1応募者当たり2案までとする。

(1) 提案書等

ア 業務提案書(様式第3号)

イ 業務履行体制計画書(様式第4号)

ウ 業務従事者報告書(様式第5号)

エ 業務見積書(様式第6号)

(2) 提出期間

令和8年10月16日(金)から令和8年11月17日(火)まで(土日祝日を除く午前9時から午後5時まで)なお、郵便又は信書便による場合は、令和8年11月17日(火)午後5時必着とする。

(3) 提出場所

3の(4)で示した場所

7 経費の負担

このプロポーザルの参加に関し要する経費は、参加者の負担とする。

8 選定方法・審査基準・失格事由

実施要領のとおり、選考委員会において評価基準に基づき契約予定者を選定する。

9 その他

(1) 参加者は、本公告のほか、香川県広域水道企業団会計規程、香川県広域水道企業団契約規程等の内容を遵守しなければならない。

(2) 詳細は、実施要領による。